

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 民主党の太田和美でございます。

本日は、お二人の参考人におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、また、貴重な御意見を頂戴し、心より感謝を申し上げます。

では、早速でございますけれども、私の方から質問をさせていただきます。

まず初めに、辻村参考人及び石井参考人にお伺いをさせていただきます。

先日、新聞報道で、千葉県のレッドリストのことが掲載されてきました。ヒメキンポウゲなど本県を南限とする二十一種が絶滅したとあります。ヒメキンポウゲは、環境省のレッドリストでも絶滅危惧Ⅱ類に分類されています。このほかにも県のレッドリストのAランクに新たに百十七種が加

えられるなど、絶滅危惧種が置かれている現状は相変わらず厳しいものではないかと思われれます。

今回の種の保存法の改正でこうした危機的状況は改善されるのか、そして、改善される部分と改善されない部分があるのであれば、御所見をお伺いさせていただきます。

○辻村参考人 御質問ありがとうございます。

環境省さんには厳しい意見かもしれませんが、改善される部分は少ないというふうにご考えています。

というのは、現在、絶滅危惧種が減ってきているという状況ではなくて、常にふえてきているという状況です。やはり根本的に何かを変えていかない限りには、保全が進まない、危機的状況を脱することができないというふうにご考えています。その点では、生息地等保護区の設定をもう少し速やかに大規模にやっていく必要があるというふうにご考えております。

○石井参考人 特定第二種の国内希少種の設定によりまして、里地里山関係の種の保全はやりやすくなるというふうには思っております。

ただ、難しいところは、環境省の方の予算、人員の問題がございまして、ここを措置しない限りは、指定のしつ放しになってしまうと。ただ、里地里山の場合は、民間がもう既に動いているケースが多いので、そこと環境省が一緒になってやっていくというケースでかなり改善される部分もあるのではないかとご考えております。

心配な部分というのは、やはり国の方がしっかりと予算の措置とか人員の手当て等をしていただ

くことではないかなというふうにご考えております。

○太田（和）委員 次に、辻村参考人にお伺いをさせていただきます。

きょうの御発言では詳細に触れられませんでした。配付資料の意見書では、特定第二種国内希少野生動物種及び生息地等保護区についての意見が述べられております。

これまで余り進んでこなかった里地里山の希少種について取り組みが進むのではと期待できると思っております。何か課題として残されているとお考えなのか、お伺いをさせていただきます。

○辻村参考人 ありがとうございます。

まずは、今回の第二種、それが創設されたことは高く評価しますけれども、先ほども申し上げましたが、販売もしくは購入、頒布の目的以外、そこだけが禁止されているということになっております。ですので、第九条の捕獲等規制や第十二条の譲り渡し等の規制が適用されないというふうにご考えられますので、やはり、あわせて第三十六条の生息地等保護区の指定を進めない限りには保全の実効性が上がらないというふうにご考えています。

同時に、なかなかやはり生息地等保護区が進まない理由というのは、土地所有者との交渉を行った上でとか、さまざまな権利関係の調整というのが現在もありますので、そこは、先ほど申し上げた認定生息地等保護区のような制度をつくることというので代替していく必要があるのではないかとご考えています。

さらには、例えば生息地等保護区の土地が民間

地の場合、これが他方、非常に多いんですけれども、土地の所有者の方がとても協力的であれば、例えば協力することに対してのインセンティブを与える、英国では環境スチュワードシップ制度のようなものがありますので、優先的に多面的機能支払いとか環境保全型直接支援等が得られるような制度をつくっていくべきではないかというふうに考えています。また、その土地を地方公共団体等に寄附する場合には、租税措置をして、そういうようなものも必要ではないかというふうに考えています。

あともう一点なんですけど、環境影響評価法に基づいて、配慮書の早い段階で影響を回避するというのが今行われているんですが、守った自然をさらに守っていく制度がないので、こっちの計画では守られましたが次の計画で開発されちゃいましたということが起きかねない状況になっています。そういう他の開発によって破壊されることがないように、環境大臣が第三十六条に基づいて積極的に生息地等保護区に指定して行って、環境影響評価法との横断条項を設けていくということも必要ではないかというふうに考えております。

ありがとうございます。

○太田（和）委員 ありがとうございます。

続きまして、石井参考人にお伺いをさせていただきます。里地里山の希少種の保全では、各地の自然保護団体などがその役割を担っていることが知られております。こうした活動があつて保全されている種が少なくないという現状から、種の保全のため

に、保全活動する団体の協力が不可欠ではないかなというふうに思いますけれども、その御所見をお伺いできればと思います。

○石井参考人 御質問ありがとうございます。

委員のおっしゃるとおりだと思います。私も実は自然保護協会さんにかかわっておりまして、国の施策でモニタリングサイト一〇〇〇という事業がございます。里地部門では二百カ所ほど全国選んでおりまして、私が専門としているチヨウもモニタリングの対象になっているわけですね。

そういうふうに見ますと、全国には、その予備軍も含めまして、たくさん自然にかかわっている団体さんがおられて、その熱い思いで守られてきた種というのはかなり多いというふうに私は思っています。全くそのとおりではないかと思いません。

○太田（和）委員 続きまして、お二人の、辻村参考人及び石井参考人にお伺いをさせていただきます。種のお伺いをお願いします。

種の保存法では、財産権の尊重が第三条に規定されています。この規定が絶滅危惧種の保全にとって足かせになっているのではないかと、絶滅危惧種の生息地が開発行為と重なったときに、財産権の尊重により開発が優先されてきたのではないかとお伺いします。この規定の是非について、お二方の御所見をお伺いさせていただきます。

○辻村参考人 ありがとうございます。先ほども申し上げましたが、やはり開発ということで財産権が用いられてきてしまったというこ

とは否めない事実だと思います。

今般、絶滅危惧種のランクが下がったオオタカというのが、種の保存法の指定種に今はまだなっております。これを解除するという議論が進められておりますけれども、これまで、里地里山のよな、権利関係、開発にさらされるようなところを守る象徴種としてオオタカが機能してきたという部分があります。これは、裏返して見ると、そういうところを守るための制度、仕組みがないということになります。例えば、里地里山保全法のようなものはありませんし、そういったところを有効に守っていく制度がないために開発にさらされてきてしまった。その助長をするようなことがあるんだとしたら、財産権というのは邪魔になるだろう。

でも、先ほど石井先生おっしゃったように、その逆もまたありますので、私どもとしましては、財産権を尊重する部分と、いわゆる公の利益、生物多様性保全をすることによって得られる利益というのをどういうふうに関後考えて社会を構築していくべきかという議論を十分にこうい国会の場でしていただくことが一番重要なのではないかと、このように考えております。

○石井参考人 どうも御質問ありがとうございます。

先ほどの繰り返しにもなってしまうので、ちょっと別の観点で述べますけれども、里地里山というのは、従来、人が使いながら守ってきたというのは私の説明で申し上げたとおりです。ですので、普通に、ある一定の区間を区切ってそれで終わり

ということをやってしまったと、別の自然になつてしまふことになる。それで、守りたい種というのは守れなくなつてしまふところがあるんですね。

です。そこに住まれて産業をしている、農業とかしている人たちの熱い思いというのはやはり重要ではないかと。それが、その土地を守ろうという、その人の土地ですので、そういう形で守つていくという仕組みが大切で、その自然のありようというの、やってきたなりわいによつて決まっているのではないかと、ふうに思うんですね。それが、里地里山の特殊性、そこにすんでいる種を守るときの特異性ではないかなというふう

に思っているんですね。
 というところで、財産権を制限するということがなつてしまつたり取り上げたりすることになると、そこに熱い思いを持っている人がいなくなつてしまつて、本来の意味での里地里山の生物の保全にはつながつていけないというのを危惧しているわけでございます。

○太田（和）委員 続きまして、辻村参考人にお伺いをさせていただきたいと思ひます。

象牙の取引についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。象牙の違法取引を根絶すべきと考えますが、そのために最も効果的な方法としてどのような策がいいとお考えなのか、お考えをお聞かせいただければと思ひます。

○辻村参考人 ありがとうございます。

非常にストレートに答えれば、市場を閉めるということが最も効果的だというふうに考えており

ます。

もし仮に市場を閉めることができないのであれば、全ての、今この世の中に存在している象牙の器官から何から全て含めて、きちつと登録をする、要するに、登録のないものが既に違法であるという状態をつくるということが肝要かと思ひます。後から、例えば蔵から出てきましたというようなことはもう一切、この段階で全てなくすという状態をつくる。そうすることによつて、その取引が違法であるということがすぐわかります。警察も今捕まえることができないのは、違法かどうかの判断ができないというところがございまして、しっかりとそういう状況をつくるということが肝要ではないかなというふうにお思ひしております。

○太田（和）委員 少し時間が早いですけれども、終わりにさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。